

議案第25号

葛飾区立図書館設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月15日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

地区館の位置付けを中央館の分館から地域館の分館に改めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区立図書館設置条例の一部を改正する条例

葛飾区立図書館設置条例（昭和42年葛飾区条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

葛飾区立図書館条例

第1条中「館」を「図書館」に改める。

第2条を次のように改める。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 中央館

名称	位置
葛飾区立中央図書館	東京都葛飾区金町六丁目2番1号

(2) 地域館

名称	位置
葛飾区立立石図書館	東京都葛飾区立石一丁目9番1号
葛飾区立お花茶屋図書館	東京都葛飾区お花茶屋二丁目1番15号
葛飾区立上小松図書館	東京都葛飾区東新小岩三丁目12番1号
葛飾区立亀有図書館	東京都葛飾区亀有一丁目17番5号
葛飾区立水元図書館	東京都葛飾区東水元一丁目7番3号

葛飾区立鎌倉図書館	東京都葛飾区鎌倉二丁目4番5号
-----------	-----------------

2 次の表の左欄に掲げる地域館の区分に応じ、それぞれ同表中欄に定める名称の地区館を分館として置き、その位置は同表右欄に定めるとおりとする。

地域館	名称	位置
葛飾区立立石図書館	葛飾区立四つ木地区図書館	東京都葛飾区四つ木四丁目8番1号
葛飾区立お花茶屋図書館	葛飾区立こすげ地区図書館	東京都葛飾区小菅三丁目8番22号
葛飾区立上小松図書館	葛飾区立奥戸地区図書館	東京都葛飾区奥戸三丁目5番1号
葛飾区立亀有図書館	葛飾区立青戸地区図書館	東京都葛飾区青戸五丁目20番6号
葛飾区立水元図書館	葛飾区立西水元地区図書館	東京都葛飾区西水元二丁目2番8号
葛飾区立鎌倉図書館	葛飾区立にいじゅく地区図書館	東京都葛飾区新宿三丁目7番1号

第3条中「葛飾区教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第4条とし、同条の前に次の1条を加える。

(利用の制限)

第3条 葛飾区教育委員会（次条において「教育委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の利用を拒み、又は禁止することができる。

- (1) 図書館内の秩序を乱し、又は他の利用者の迷惑になると認められるとき。
- (2) 図書館又は図書館法第3条第1号に規定する図書館資料を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 図書館の管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他この条例に基づく葛飾区教育委員会規則の規定に違反したと認められるとき。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。